

2026(令和8)年分の生命保険料控除について

- ご契約者が1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される、生命保険料控除という制度があります。
- 生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。
- 2012(平成24)年1月1日以後に結んだ契約を対象とする制度(新制度)での2026(令和8)年分の生命保険料控除額は下記のとおりとなります。

■ 所得税

「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の控除額はそれぞれ以下のとおりです。また、合計適用限度額〔一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計〕は12万円となります。

各区分	年間正味払込保険料	控除額
一般生命保険料※ ・ 介護医療保険料	20,000円以下	全額
	20,000円超 40,000円以下	(払込保険料×1/2)+10,000円
・ 個人年金保険料	40,000円超 80,000円以下	(払込保険料×1/4)+20,000円
	80,000円超	一律40,000円

※2026(令和8)年分の所得税について(1年間の時限措置)

年齢23歳未満の扶養親族を有するご契約者の一般生命保険料控除の控除限度額は4万円→6万円に引き上げとなり(全体の適用限度額は12万円のまま変更はありません)、控除額の計算は次のとおりとなります。

各区分	年間正味払込保険料	控除額
一般生命保険料	30,000円以下	全額
	30,000円超 60,000円以下	(払込保険料×1/2)+15,000円
	60,000円超 120,000円以下	(払込保険料×1/4)+30,000円
	120,000円超	一律60,000円

■ 住民税

「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の控除額はそれぞれ以下のとおりです。また、合計適用限度額〔一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計〕は7万円となります。

各区分	年間正味払込保険料	控除額
一般生命保険料 ・ 介護医療保険料	12,000円以下	全額
	12,000円超 32,000円以下	(払込保険料×1/2)+6,000円
・ 個人年金保険料	32,000円超 56,000円以下	(払込保険料×1/4)+14,000円
	56,000円超	一律28,000円

本書に記載の内容は2025年12月現在の税制に基づき記載しております。今後、税制が変わる場合もあります。また、一般的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なることがあります。詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。